

生活交通の維持・確保に関する方策について

千葉県バス対策地域協議会長生分科会

乗合バス事業については、平成14年2月の改正道路運送法の施行に伴い、需給調整規制は廃止され、事業への参入・退出等の規制が緩和されました。

これにより、交通需要の少ない地方部における乗合バス路線については、不採算路線からの退出の加速が懸念され、地域住民の皆様にとって真に必要な生活交通の確保に支障を来すことが危惧されています。

このため千葉県では、「千葉県バス対策地域協議会」を設け、さらに各地域に「分科会」を設けて地域のニーズに応じた具体的な生活交通確保のための方策を協議することとしています。

このたび長生分科会では、乗合バスを運行するバス事業者から今後の運行について協議の申出のあった路線について、別添のとおり協議しましたので、その結果を公表します。

令和6年6月27日

千葉県バス対策地域協議会長生分科会
(事務局：千葉県長生地域振興事務所企画課内)
電話 0475(22)1610

別記第7号様式

千葉県バス対策地域協議会第1回分科会協議結果総括表

分科会名:長生分科会

協議年月日:令和6年4月5日

協議路線				関係 市町村	協議結果 (路線存続意向、運行の具体策等)	備考
事業者名	路線名	起点・終点 (経由地)	協議申出内容 (実施予定年月日)			
小湊鉄道株式会社	茂原長南線	茂原駅南口・長南営業所(上茂原)	国県補助を受けて運行を維持する。 (令和6年10月1日)	茂原南町	生活路線として必要であり、申出どおり国、県及び関係市町の補助を受けて運行を維持する。 (補助対象期間:令和6年10月1日～令和7年9月30日)	
小湊鉄道株式会社	茂原ロングウッド線	茂原駅南口・ロングウッドステーション(郡界橋)	国県補助を受けて運行を維持する。 (令和6年10月1日)	茂原柄町	生活路線として必要であり、申出どおり国、県及び関係市町の補助を受けて運行を維持する。 (補助対象期間:令和6年10月1日～令和7年9月30日)	

令和7年度地域間幹線系統確保維持計画

○事業に係る目的・必要性、目標、効果、取組

No.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な 目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
1	小湊鉄道株式会社	茂原長南線	茂原駅南口・ 長南営業所 (上茂原)	<ul style="list-style-type: none"> ・長生高校、茂原高校及び精華学園高校等への通学に必要である。 ・沿線住民の茂原駅までの交通手段として必要である。 	令和6年度と比較して収支率1%以上改善	広域幹線バス路線の利用実態調査（乗降調査）の結果を踏まえ、一部重複する関係系統等を含めた再編について関係者間で協議する。	令和6年10月以降実施	小湊鉄道株式会社、千葉県、茂原市、長南町
						ホームページ、広報等に路線バスの利用を促す記事を掲載する。	令和6年10月以降実施	茂原市、長南町
						茂原市交通マップを市内公共施設や医療機関等にて配布。また、バス停留所検索などが可能な茂原市わが街ガイド（茂原市バスマップ）をPRすることで利用促進を図る。	令和6年10月以降実施	茂原市
						桜まつりのチラシを作成する際、花見のお勧めルートとして、バス停からのルート案内を掲載し、公共交通機関の利用促進を図る。	令和7年3月以降実施	茂原市
						路線バスの利用機会を提供するきっかけとして、子ども等を対象としたバスの乗り方・体験教室の実施し利用促進を図る。	令和6年10月以降実施	長南町、小湊鉄道株式会社
						町内を経由する路線バスを利用し通学する学生に対し、定期券購入費用の一部を補助する。	令和6年10月以降実施	長南町

No.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な 目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
2	小湊鉄道株式会社	茂原ロングウッド線	茂原駅南口・ロングウッドステーション（郡界橋）	<ul style="list-style-type: none"> ・長柄小学校、長生高校、茂原高校への通学に必要である。 ・沿線住民の茂原駅までの交通手段として必要である。 ・塩田記念病院への通院のために必要である。 ・茂原市内等への買い物の交通手段として必要である。 	令和6年度と比較して収支率1%以上改善	一部重複する関係系統等を含めた再編について関係者で協議する。	令和6年10月以降実施	小湊鉄道株式会社
						ホームページ、広報等に路線バスの利用を促す記事を掲載する。	令和6年10月以降実施	茂原市、長柄町
						茂原市交通マップを市内公共施設や医療機関等にて配布。また、バス停留所検索などが可能な茂原市わが街ガイド（茂原市バスマップ）をPRすることで利用促進を図る。	令和6年10月以降実施	茂原市
						町内の学生・高齢者等に運賃の半額を助成する。	令和6年10月以降実施	長柄町

地域間幹線系統確保維持計画（原案）に対する意見募集の結果について

千葉県バス対策地域協議会長生分科会で協議のうえ作成した「地域間幹線系統確保維持計画（原案）」について、令和6年5月10日から同年5月23日まで意見を募集したところ、茂原長南線、茂原ロングウッド線（いずれも小湊鉄道株式会社）について意見が提出されました。提出された意見及び検討結果の概要は次のとおりです。

- | | |
|--------------|--------|
| 1 意見の提出件数 | 3件 |
| 2 意見の概要と検討結果 | 以下のとおり |

意見の概要	検討結果
<p>(1) 全路線共通の意見として</p> <p>交通系 IC カードの導入により、支払い利便性を向上できないか検討をお願いしたい。導入費の補助について国や県における制度やバリアフリーの制度で活用できるものはないか。</p> <p>また、昨年度から既存車両の老朽化に伴い、ノンステップ車両の新車が導入されていることから、そのことについてもせつかく導入した新車に乗ってもらえるよう、福祉団体や自治会などに周知をお願いしたい。</p>	<p>小湊鉄道株式会社に確認したところ、交通系 IC カードの導入については、補助制度があっても、維持管理費用による路線の収支圧迫が懸念されるため、導入する場合は、維持管理費用に見合わない路線の廃止と併せて検討し、路線バスの減車をすることが必要とのことであり、また、交通系 IC カードの導入には時間を要するため、交通系 IC カードに限らず、電子決済で導入可能な形式は今後も検討していきたいとの回答がありました。ノンステップ車両の周知については、非ノンステップ車両が当該路線を走る場合もあることから、トラブル回避のため慎重に検討したいとの回答がありました。</p> <p>以上のことから、令和 7 年度地域間幹線系統確保維持計画については原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>(2) 茂原長南線</p> <p>以前に長南町地域公共交通会議にて出ました意見を踏まえ、長南営業所バス停を長南町役場に改名できないか。</p> <p>また、JR や小湊鉄道の列車との接続をあわせること。</p>	<p>小湊鉄道株式会社に確認したところ、停留所の名称については、現在の名称が地域住民に浸透していることや変更に係る費用、停留所から長南町役場まで一定の距離が離れており利用者に混乱が生じること等を鑑みると、名称の変更を行うことは不適當であると判断するとの回答がありました。また、鉄道との接続については、運行できる本数に限りがあることや乗務員の休憩・拘束時間を考慮すると、全ての鉄道との接続を合わせることは不可能であるが、令和 6 年 3 月 16 日のダイヤ改正と同様に、鉄道のダイヤ改正が行われた際は、再度バスのダイヤ改正を検討するとの回答がありました。</p> <p>以上のことから、令和 7 年度地域間幹線系統確保維持計画については原案のとおりとさせていただきます。</p>

(3) 茂原ロングウッド線

ご存じの通り、長柄町では、存在していた小湊バス 2 系統のうち、1 系統（大津倉線）が廃止され、唯一、茂原ロングウッド線のみの運行となり、住民は困窮を深めています。

ここで提示されている「地域間幹線保持計画」に記載されている「目的達成するために行う事業」で記載されている実施主体が長柄町の内容として書かれていることは、ここ数年、同じ内容の繰り返しで、本当に利用促進にはつながっているのかどうか疑問です。そこで、住民目線で利用促進につながる以下の提案をさせていただきます。

路線バスを利用する場合、自宅からバス停までかなり距離があり、かつ道路に高低差があるので徒歩でバス停に行くのが躊躇われるとの声を聞きます。主だったバス停付近に駐輪スペースや駐車スペースを確保して貰えば利用促進が図られると思います。バス会社や町が独自に用地を確保するのは課題が多いとは思いますが、いくつかのバス停周辺には民間の駐車スペースがあり、その業者に掛け合ってもらい、1台2台分でもいいので安心して停められる場所があれば利用促進となると思います。

検討をよろしくお願いします。

小湊鉄道株式会社に確認したところ、停留所付近に町民が利用可能な駐車場があれば、利用者が増加する可能性もあるが、同社の負担で場所を借用・管理をするだけの経済的余裕がないことに加え、人員も不足している為、実施が不可能であるとの回答がありました。

また、長柄町に確認したところ、町においては、停留所が道路の路肩に設置されているものが多く、駐車スペースを確保するためには、停留所として使用できる民地を借り上げる必要があるため、容易ではないことに加え、物理的に不可能な箇所も多いことから、ごく一部の限定的なものになってしまうとの回答がありました。なお、同様の意見が各地域から増えるようであれば、貴重な意見として今後、検討していきたいとのことです。

以上のことから、令和7年度地域間幹線系統確保維持計画については原案のとおりとさせていただきます。